基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年12月28日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　齋藤　健

種類	縮尺	実施時期	地域 所属	地域 番号	地域 図名	摘要
地形図	２万５千分１	平成29年	標津	13―3	遠音別岳	調製・多色・柾判
〃	〃	〃	旭川	4―1	トムラウシ川	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	15―2	芦別	〃　〃　〃
〃	〃	〃	夕張岳	4―3	妙敷山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	盛岡	4―4	橋野	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	7―4	高桧山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	青森	5―4	袰月	〃　〃　〃
〃	〃	〃	弘前	9―3	岩木山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	新庄	10―4	松ノ木峠	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	15―1	差首鍋	〃　〃　〃
〃	〃	〃	村上	4―4	小国東部	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	8―2	小国	〃　〃　〃
〃	〃	〃	宇都宮	12―4	武蔵小川	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	16―1	寄居	〃　〃　〃
〃	〃	〃	東京	10―3	青梅	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	13―1	正丸峠	〃　〃　〃
〃	〃	〃	横須賀	14―3	熱海	〃　〃　〃
〃	〃	〃	高田	4―2	猿ヶ京	〃　〃　〃
〃	〃	〃	飯田	16―2	土岐	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	16―4	小泉	〃　〃　〃
〃	〃	〃	金沢	11―2	山中	〃　〃　〃
〃	〃	〃	京都及大阪	6―4	亀岡	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	7―3	法貴	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	15―4	天神	〃　〃　〃
〃	〃	〃	鳥取	8―2	関宮	〃　〃　〃
〃	〃	〃	岡山及丸亀	3―3	丸亀	〃　〃　〃
〃	〃	〃	中津	15―2	土佐井	〃　〃　〃
〃	〃	〃	八代	10―2	高戸	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	11―3	唐木崎	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	15―1	宮野河内	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	15―2	薩摩鷹巣	〃　〃　〃
〃	〃	〃	鹿児島	6―4	脇元	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	10―2	薩摩郡山	〃　〃　〃

備考　地図の刊行日　平成30年１月１日

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第１６０号

福島県郡山市小原田２丁目14番４号　オーブヒルズ203号、前住所福島県郡山市昭和１丁目15番１号　ライオンズガーデン郡山1209号
債務者　安田　英一

1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齊藤　正俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第５２７号

大阪府和泉市浦田町516番地の35
債務者　アンテークこと　松本　和也

1　決定年月日時　平成29年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇都宮一志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４０８号

鹿児島県鹿児島市下福元町6953番地２
債務者　山本眞理子

1　決定年月日時　平成29年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有元　　大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第５４８号

大阪府和泉市唐国町２丁目13番73号
債務者　榎森　広高

1　決定年月日時　平成29年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑山　和幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５４９号

大阪府和泉市唐国町２丁目13番73号
債務者　榎森　協子

1　決定年月日時　平成29年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑山　和幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４８９号

熊本県上益城郡益城町大字広崎1305番地９、前住所熊本県上益城郡御船町大字辺田見574番地
債務者　永野　美香

1　決定年月日時　平成29年12月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　好郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第８５号

長野県佐久市中込3160番地　サンハイツセリタ203
債務者　糸数　芳貴

1　決定年月日時　平成29年12月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅野　元宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第４４０号

愛知県岡崎市宮地町字郷東53番地　リバティ88　406
債務者　杉本　勝利

1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　真典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月６日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係